

令和4年9月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和4年9月13日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題
 - ① 議案第1号 四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱について
 - ② 議案第2号 四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱について
 - ③ 議案第3号 令和3年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について
 - ④ 議案第4号 令和4年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

- 5 協議事項

- 6 報告事項
 - ① 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
 - ② 始業式の児童生徒の出席状況について
 - ③ 四万十町合併20周年記念誌制作準備委員会委員について

- 7 その他
 - ① 文化的施設について
 - ② 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 谷口 和史、 野中 裕子
事 務 局	浜田 章克、 味元 伸二郎、 岡 英祐、 東 孝典

議案第1号

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱について

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱を別紙のとおり制定することについて、委員会の意見を求める。

令和4年9月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第8条第1項の規定による子どもの読書活動の推進に関する計画及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画並びに生涯にわたる切れ目のない町民の読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、四万十町生涯読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 読書活動に関し、知識及び知見を有する者
- (2) 図書館協議会委員
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員
- (5) 公募により選任する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定するまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第1回目となる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めると及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(四万十町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 四万十町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成 25 年四万十町教育長告示第 1 号）は、廃止する。

【制定の理由】

本町では、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの読書活動の推進に関する計画として、「四万十町子ども読書活動推進計画」を平成25年度に策定していましたが、平成30年度末に計画期間が終了しています。

このことから、本年度新たに「四万十町子ども読書活動推進計画」を策定することとしていましたが、文化的施設の整備とサービス計画の効果的な実施を見据え、本町の全町民を対象とした生涯読書活動を推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの読書活動の推進に関する計画と視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画、さらには生涯にわたる切れ目のない町民の読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、四万十町生涯読書活動推進計画を策定することとしましたので、計画の策定に関する事、その他計画の策定に必要な事を所掌する四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会を設置するため、本要綱を策定しようとするものです。

議案第2号

四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱について

四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱を別紙のとおり制定することについて、委員会の意見を求める。

令和4年9月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町立小中学校（以下「学校」という。）の児童生徒に対して、学習用情報機器を貸与することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習用情報機器 第2号及び第3号に規定するタブレット端末及び無線通信機器をいう。
- (2) タブレット端末 学校、家庭等での学習用に使用するタブレット端末（付属品を含む。）をいう。
- (3) 無線通信機器 インターネット環境がない家庭において、タブレット端末を使用できるようにするための機器をいう。

(貸与物品)

第3条 この要綱により貸与を行う物品は、学習用情報機器とする。

(貸与対象者)

第4条 学習用情報機器の貸与対象者は、学校に在籍する児童生徒とする。ただし、自宅にインターネット環境があり、タブレット端末を使用できる児童生徒は、無線通信機器の貸与対象者としなない。

(貸与の申込)

第5条 学習用情報機器の貸与（タブレット端末のみの貸与を含む。以下同じ。）を受けようとする児童生徒の保護者は、四万十町学習用情報機器の貸与に係る申込書（様式第1号）を当該児童生徒が在籍する学校の校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の申込があったときは、これを審査し適当と認めるときは貸与するものとする。

(貸与に係る費用)

第6条 学習用情報機器の貸与に係る費用は、無償とする。ただし、次に掲げる経費については保護者の負担とする。

- (1) 学校以外の場所における貸与物品の充電にかかる経費
- (2) 児童生徒の自宅におけるインターネット通信にかかる経費

(管理)

第7条 校長は、第5条第2項により貸与した学習用情報機器（以下「貸与物品」という。）の状況を常に明らかにするために四万十町学習用情報機器管理台帳（様式第2号）を備えなければならない。

(貸与期間)

第8条 貸与物品の貸与期間は、貸与した日から校長が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

（貸与物品の変更）

第9条 校長は、必要があると認めるときは、第5条第2項の規定により貸与した貸与物品を変更することができる。

2 前項の場合、貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸与物品を校長が定める日までに返却し、改めて第5条第1項に定める申込を行わなければならない。

（貸与物品の取扱い）

第10条 利用者は、貸与物品について善良な管理をしなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1） 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。

（2） 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。

（3） 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

（4） 貸与物品を学習以外に使用すること。

（5） 貸与物品を利用して第三者に対して加害や悪影響を与えること。

（6） 四万十町教育委員会が別に定める学習用情報機器を使用する際に禁止されている行為を行うこと。

3 利用者は、貸与物品を用いたデータ等の発信又は受信は、利用者の責任において行わなければならない。

4 利用者は、四万十町教育委員会又は校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（紛失及び盗難又は破損の届出）

第11条 利用者は、貸与物品の紛失又は盗難があったとき、若しくは貸与物品に破損又は故障を確認したときは、直ちに四万十町学習用情報機器紛失等報告書（様式第3号）により校長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、利用者は校長の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第12条 利用者は、貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により四万十町教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、貸与物品の使用にあたり、故意又は過失により個人情報の漏洩等の事故が生じた場合は、その責任を負わなければならない。

（貸与期間中の返却）

第13条 校長は、第8条に定める期間中であっても次の各号に該当するときは、利用者に貸与物品の返却を求めることができる。

（1） 利用者が在籍する学校を変更しようとするとき。

（2） 利用者がこの要綱の定めに従わないとき。

(3) その他、貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第14条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

2 利用者は、前条の規定により校長から貸与物品の返却を求められた場合は、校長が定める日までに貸与物品を返却しなければならない。

3 利用者が、貸与物品を前2項の返却すべき日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、利用者は貸与物品の取得価格を弁償する責任を負う。

4 校長は、第1項又は第2項の規定により貸与物品が返却されたときは、当該貸与物品が正常に作動すること及びき損箇所がないことを確認するものとする。

(連帯保証)

第15条 利用者の保護者は、この要綱に基づき、利用者が負担すべき一切の債務について連帯して保証しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(貸与の申込の特例)

2 この訓令の施行日前において、学習用情報機器を家庭学習で使用するために行った四万十町学習用情報機器の貸与に係る仮申込書(持ち帰り学習試行期間用)による申込みは、第5条第1項に規定する四万十町学習用情報機器の貸与に係る申込書による申込みとみなす。

様式第1号〈第5条関係〉

四万十町立 学校長 様

四万十町学習用情報機器の貸与に係る申込書

四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱第5条第1項に基づき、次のとおり学習用情報機器の貸与を申し込みます。

申込物品	タブレット端末 ・ 無線通信機器 ※ 該当するものに「○」	
利用者	学校名	四万十町立 学校
	学年等	学年 (組)
	氏 名	

なお、この申し込みにあたっては、次の事項に同意します。

- ・ 貸与される学習用情報機器は、四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱を遵守し、正しく安全に利用させます。
- ・ 四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱に反し発生した費用・トラブル等については、貸与申込者が責任をもって対応します。

年 月 日

貸与申込者 保護者氏名
(自署) _____

様式第3号(第11条関係)

四万十町立 学校長 様

四万十町学習用情報機器紛失等報告書

四万十町学習用情報機器の貸与に関する取扱要綱第11条に基づき、貸与物品の紛失等について、以下のとおり報告します。

届出内容	紛失 ・ 盗難 ・ 破損 ・ 故障 ※ 該当するものに「○」	
届出物品	タブレット端末 ・ 無線通信機器 ※ 該当するものに「○」	
届出物品の利用者	学校名	四万十町立 学校
	学年等	学年 (組)
	氏名	
紛失等の日時		
紛失等の場所		
紛失等の原因	原因となったことについて、具体的に記載してください。	
不具合の状態	不具合の状態について、具体的に記載してください。(破損・故障の場合のみ)	

年 月 日

保護者氏名
(自署) _____

【制定の理由】

本町では、国が進めるG I G Aスクール構想に基づき、小中学校の全児童生徒が使用する学習用情報機器（タブレット端末・無線通信機器）や学習支援ツールを整備しているところです。

昨年度に、小学3年生以上の児童生徒が使用するタブレット端末を整備し、本年度は小学1・2年生用のタブレット端末と家庭においてタブレット端末を使用するための無線通信機器の整備を予定し、作業等を進めてきました。

夏休み期間中に予定どおり学習用情報機器の整備を終えましたので、今後は、整備した学習用情報機器を持ち帰り、家庭での学習に使用することとしており、今月中には、4校（仁井田小学校、興津小学校、昭和小学校、大正中学校）において、試行的に実施することとしています。

全校での本格実施は、10月以降を予定しており、学校から持ち帰る際には、学習用情報機器を児童生徒に貸与することとなるため、本要綱により、その際の取扱いを定めようとするものです。

議案第 3 号

令和 3 年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

地方教育行政の組織と運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 3 年度の四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価を、別添「四万十町教育委員会の自己点検・自己評価報告書」のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 13 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第4号

令和4年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

令和4年度教育委員会関係予算案（9月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和4年9月13日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

